

意見陳述書

2019（令和元）年7月19日
原告ら訴訟代理人 弁護士 横山 聡

準備書面 25 は、被告準備書面（15）（東京都町田市、神奈川県相模原市）に対する反論を中心に、大深度地下法に基づく工事の問題点を指摘する。

1 原告らは、被告が、参加人の行った環境影響評価が不適切で環境影響評価としては内容がなく無意味であるにもかかわらず、これを看過して本件認可を与えた違法を問題にしている。事業を行なうにあたり、新たな建築物の建造や掘削などにより環境に改変を加えれば、環境に負荷を与えることは不可避である。その負荷の程度、負荷の回避・低減方法、その方法の効果等について明らかにし、その方法の適切・正確性を確認できなければ環境影響評価としての意味をなさない。

被告は「施設の規模・形状の不明確性・不特定性」について、「主務省令 33 条 1 項各号の要求する事項を備えている」「JR 東海は、個別の環境影響評価の項目ごとに、調査、予測、評価に必要な限度で仮定された諸施設の形状等に基づき、環境影響評価を実施した」とするが、事業者が事業を実施する方向で環境影響評価を行うのは当然である。従って事業者の調査、予測、評価が「適正な配慮」になっているかを疑う方向で吟味しなければならない。建築物の高さや形状が明確でなければ、日照被害、騒音被害、車両基地の高さや形状などが評価書に明確にされておらず、参加人は、認可後に住民に説明会と称してこれらの情報を提示するが、認可時点では情報を明示しない。このような問題をはらんでいる環境影響評価書の欠陥を見抜けなかった被告は、現時点でも「見過ごせない瑕疵」として、認可を一度取り消して、改めて事業認可について検討すべきである。適正な配慮の判断基準等について直接定めた法令の規定は見当たらないなどという、国の怠慢を肯定する考え方は適切とはいえない。

2 「大気質及び交通混雑度、安全について」は、前述の施設の形状等と同様、被告は、結局参加人実施の環境影響評価を、無批判に受け入れて鵜呑みにし、真剣な審査・吟味を怠っている。環境影響評価の項目ごとに記載通りの評価を行っているから問題ないとする形式的な反論に過ぎない。建設と運搬の両作業による粉じん・大気汚染物質が重複して生活環境に影響を及ぼすことに思い至らず、この両項目を統一して評価することが要求されていないことを理由に、思考停止して個別評価で充分とする。これは法令が不適切なのである。再度評価を求めるべきと判断すれば、許認可権者はさらに必要な調査を命じることは可能で、実行しなければ許認可を出さないという権限は被告にある。事業者サイドに付度する「事なかれ主義」が本件のような形式のみ整えた環境影響評価の温床となっている。この環境影響評価書に基づく許認可は重大な瑕疵があり、取り消されるべきである。

3 騒音・振動等についてであるが、被告は、騒音・振動についても建設と運搬を個別評価で足るとし、東京では参加人の「現況の騒音レベルが基準を超過しているから寄与はほとんどない」との判断を肯定し、相模原でも「規制上限に近い予測値のところもあり、居住地である以上住民生活への配慮が必要」とするのみである。回避・低減のための評価として、東京では「車両の点検整備による性能維持」等を、相模原では「低騒音型建設機械の採用」等を確実に実施するとの評価を受け入れて認可している。

しかし、これが具体的な調査・予測・評価として適切であろうか。そもそも既に規制値を超えているということや寄与度が低いなどということは、一度環境が悪化したらどれほど汚染しても構わないという発想で、環境に配慮を行っているとは言えない。悪化した環境を復元する具体的提案や回避策を示すべきだが、参加人が提言等を行わないため、地域住民は環境破壊を危惧している。具体的にどのような対策を実施し、その効果を提示すべきである。

これらを懈怠しているにも拘らず被告は見切り発車で認可した。特に、発生土置き場について、工事認可時に定まっておらず運搬車両の騒音・振動は適切に評価されていない。事後調査では、既に認可されている以上、不適切な場所を発生土置き場としても「既に適法に認可を受けた」と対応する場合に住民は保護されない。このような不適切・不十分な環境影響評価に基づく認可は重大な瑕疵を帯びており、取り消されるべきである。

- 4 水関連（水質・水位等）の反論であるが、生命・生活関係に必要不可欠であり、生物の生態環境に大きな影響を有する水について、東京においては、工事が着手されたのち、影響が発生している。参加人は、認可後の毎年の事後調査での、東京都の2019（令和元）年6月の事後報告書で、小野路町の井戸所有者から「井戸が枯れた」と意見が寄せられたことを報告している。これに対し参加人は「地下水への影響がほとんどない工法を採用しており、工事ヤード付近の観測井においても地下水位に変動がないことを説明。」と対応した。原告らの調査によると上記意見は共同学舎敷地内に設置された井戸の水枯れに関するもので、1分間に2トンもの湧水量を誇る井戸について掘削工事中に水枯れが生じたと連絡したが、参加人は原因について特段の調査をせずに、工事との因果関係を否定した。しかし、地下の水系は複雑であり、至近の観測井で変動がなくとも距離の離れた場所において影響は生じうる。これを調査もせずに切り捨てる対応は到底適切とは考えられない。

水関連について被告の対応が明確に表れているのが静岡県における対応であるので再度触れる。被告は、被告準備書面（9）7頁で、大井川の水量が、田代川第二発電所取水堰上流において毎秒約2.1立方メートル、田代ダム下流において毎秒約1.9立方メートル、赤石発電所木賊取水堰上流において毎秒約2.0立方メートルの流量が減少すると予測している。大井川の影響を与えるというのであれば、せめて、工法等で参加人が挙げる対策を講じればどの程度の効果が見込めるかを示さざるべきである。実際、2019（令和元）年6月の事後調査報告において、大井川の田代川第二発電所取水堰上流においては、1月の流水量は毎秒1.93 m³、2月の流量は毎秒1.83 m³、田代ダム下流においては、11月の流量は1.13 m³、12月の流量は0.91 m³、1月の流量は0.47 m³、2月の流量は0.54 m³、3月の流量は0.53 m³とある。この期間にこの地域では深刻な水枯れになる。参加人が環境影響評価書で対策の前提としていた「水のポンプアップ」と異なり、導水路トンネルを掘削して、湧水を山岳非常口部から樫島まで流して合流させるのであれば、上記の3地点では確実に毎秒2 m³程度の水が流量として確保できないのであるから、この3地点は流量が0 m³になるといふほかないのである。被告は、参加人が環境に与える影響を検討せずに対策を転換したこと、そのために本来実施すべきであった事前の調査報告を実施しなかったことを看過し、結果的にこのような環境破壊を示す事後調査報告書が提出されていることを放置している。このような深刻な被害予測に対して、参加人が環境への影響を消滅・低減させるいかなる対応を取りそれが適切であることを明らかにさせ、行政を軽視して事業を遂行しようとする参加人の対応を改めさせるべきで、少なくとも有効な対策が提示されるまで工事の一時中断等を指示すべきであろう。静岡県は、この事態を深刻に受け止めており、大井川水源の各地点での予測される被害について、効果的で具体的な納得できる対策が出るまでトンネル掘削工事着手を容認していない。被告は、この静岡県の対応について真摯に受け止め、参加人に対し環境保全のための適時適切な指導を実施すべきである。

水に関する問題は、このように静岡県で極めて先鋭的な問題点として示されているが、地域住民にとってはまさに死活問題であり、参加人はもとより被告も真摯な対応を行うべきである。

- 5 大深度地下工事についての環境保全問題については、東京・神奈川及び愛知における特異な問題として、大深度地下法適用による工事についての環境影響問題について軽視できない点がある。参加人は、地下の水脈問題・井戸水等の水資源侵害の懸念についても、土壌の安定性の問題についても、大深度地下法の適用を受ければシールド工法で掘削されるので地上に影響はないと環境影響評価書で頻繁に記述する。

しかし、参加人が都市部地下工事で効果を力説する「シールド工法」は、他の地下工事で深刻な問題を生じている。東京外環道工事において、酸欠気泡を生じさせる危険が生じているのである。シールドマシンによる大深度地下掘削工事において、野川に酸欠気泡が発生した。発生仕組み自体は特段複雑なものではなく、圧気式のシールド工法による大深度地下掘削により、酸欠空気が存在する地層を掘削したために、閉じ込められていた酸欠空気が地表への出口を求めて地層の中の移動しやすい空間を伝って川に噴出したというものである。酸素を吸着・費消する素材がある閉鎖された地質においては容易に発生しうる。土木労働者はこれに触れる可能性が高いため、厚生労働省も対応を指示している。しかるに、一般市民の市民生活においても偶発的にせよ酸欠空気に接触する危険はある。そして、酸欠空気の通り道が建物地下であったり、地下街であったりした場合に、多大な被害が生じうる。大深度地下での工事で、酸欠空気層を貫通する場合には、どこに空気が噴出するか明らかではない。

地下水脈についても参加人は「シールド工法だから地上に影響はない」というばかりで、何ら説得力ある根拠を示さない。参加人が、少なくとも現状で判明している地層等に基づき、シールド工事を実施した場合のシミュレーションを、コンピューターを駆使して地下の空気状況や水系の変化などを視覚化すれば、環境への影響について住民により理解を得られよう。同じ内容を繰り返すだけの厚さだけが際立つ環境影響評価書を作成するよりもはるかに意味があると考えられる。

加えて大深度地下の掘削工事は、これまで使用されてこなかった地下にトンネルを掘削するため、緊密であった地層に振動を与え緊密さを緩和する。緩和の影響はトンネル直上部に限定されず、一定周辺部にも及ぶ。そうなると地盤の安定度が減少し、一定以上の重量のある建物を建設することに適さなくなる。不動産の価値も減少する。気付かない間に大深度地下にトンネルが建設されてしまい、安全性・財産権を密かに奪われる可能性があるのである。

今回、参加人は東京・神奈川・愛知で大深度地下の利用を申請し、説明会を開催したが、路線上の家屋にすら直接大深度地下工事のトンネルの直上であることを通知していない。確かにリニア中央新幹線のような高速度交通機関の効率的運行には路線が可能な限り直線であることは望ましいであろう。しかし、そのために個人が居住の安全や財産権の侵害を甘受しなければならないという理由は見いだせない。せめて正当な補償を行うべきであり、適正手続での手続保障も図られるべきであり、少なくとも参加人のように「告知すらしない」という対応は不適切極まりない。

参加人の手続的適正を欠いた対応や、都市部における大深度地下工事の安全性に疑義が生じる点について建設技術に精通しているはずの国土交通省が看過したことについて、本件手続のさらなる不適切性が明らかになったものと言える。本件建設工事自体が、環境影響評価制度で求められている手続保障を順守せず、手続的適正の違反に鑑み、被告が適宜適切に参加人を指導監督すべきで、そのために少なくとも適正な手続が回復されるまでの間被告が工事中止を指示したり、手続的適正を満たす制度を被告が確立するまで工事の進行を抑止するべきである。

以上